

## 検討課題7 研究開発法人に関する表章

### 1 課題の内容

平成27年4月にスタートした31の国立研究開発法人は、現在、独立行政法人（の内数）として集計されている。

内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局との打合せにおいて、「科学技術政策に関する検討を進める上で、研究開発法人に関する研究費のデータも必要になってくる」として、31の国立研究開発法人を含む、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）（以下「強化法」という。）で研究開発法人とされている37法人（以下「研究開発法人」という。）に関する結果の表章について要望が挙げられたもの。

### 2 各府省からの意見・要望等

#### (1) 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

強化法対象法人について、表章されることが望ましい。

#### (2) 内閣府経済社会総合研究所

研究開発法人化した独立行政法人については、引き続き、これまでと同一の調査票、同一の科学技術コードで調査されるようにしていただきたい。

#### (3) 文部科学省

我が国の研究開発力強化のための施策の検討に際し、参考データとして活用するためには、研究開発を主な業務とする「国立研究開発法人」（31法人）について、表章されることが適当。その他の強化法対象法人（独立行政法人6法人）については、多様なサービスの提供を通じて、公共の利益を増進する法人である「中期目標管理法人」であり、国立研究開発法人とは求められる機能が異なることから、当該6法人について集計する場合は、国立研究開発法人とは表章を分けるべき。

#### (4) 経済産業省産業技術環境局

昨年度内閣府の委託調査で実施されたような項目について統計調査の中で聞いていくことは法人の負担軽減及び調査の継続性の観点から賛成。また、研究開発法人の研究費データは政策的必要性も高い。

### 3 検討事項

新規項目を追加する等の調査項目には変更はなく、いかなる結果表を作成するかが検討事項となる。現在、研究開発法人の数は37と多くないので、表章内容によっては、秘匿が

多くなる恐れもある。要望を出された内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）においてどのようなデータを必要としているかも踏まえ、検討を進めていくこととしたい。

なお、総務省統計局では、平成 27 年調査において、研究開発法人に関する特別集計を行う予定。非営利団体・公的機関について、「研究開発法人」という表章項目を設け、以下の 3 表を作成する。集計結果については、来年 1 月の研究会で報告する予定。本課題について検討する際の参考資料とする。

- ・組織別研究関係従業者数

特殊法人・独立行政法人のうち数として「研究開発法人」を設け、研究開発法人の研究関係従業者数を集計する。

- ・組織別内部使用研究費、受入研究費及び外部支出研究費

特殊法人・独立行政法人のうち数として「研究開発法人」を設け、研究開発法人の各種研究費（内訳含む）を集計する。

- ・組織、特定目的別内部使用研究費

特殊法人・独立行政法人のうち数として「研究開発法人」を設け、研究開発法人の特定目的別内部使用研究費を集計する。